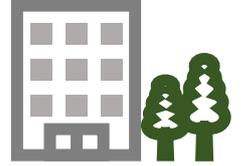


# 緑化基準

令和8年  
4.1

より **変更** します



## 主な変更点

### 1. 一戸建て住宅とそれ以外の必要緑化面積を区分け

	敷地面積	必要緑化面積
一戸建て住宅	1,000㎡未満	敷地面積×3%
	1,000㎡以上10,000㎡未満	敷地面積×5%
	10,000㎡以上	敷地面積×(100%－建ぺい率)×50%
一戸建て住宅 以外	1,000㎡未満	敷地面積×3%
	1,000㎡以上3,000㎡未満	敷地面積×(100%－建ぺい率)×30%
	3,000㎡以上	敷地面積×(100%－建ぺい率)×50%

### 2. 緑化方法の変更

- ・ 接道緑化の要件緩和など、各緑化手法について見直し

### 3. 緑化協議の手続きの見直し

- ・ 完了検査前の書類審査の追加  
⇒ 報告書・写真・図面は、**完了検査の2日前までに提出**が必要

※令和8年4月1日以降に申請されるものに対して適用します。  
ただし、**令和8年3月31日以前に申請されたもの**であっても、**完了報告書は検査の2日前までにご提出ください。**

詳細はこちら

